

【書面添付で税務調査を減らしましょう！】

みなさんこんにちは！税理士の大野嘉彦です。今回は税務調査が増えるこの時期にちょうどよい「**税務調査を減らす方法**」をお伝えしたいと思います。

やましいことがなくても、会社の中身をあれこれ調査されるというのは、あまり気分がよいものではありませんので、ぜひご参照ください。



◆ 書面添付で本当に税務調査はなくなるの？！

法人や個人の申告書に書面添付をしていると、税務調査の対象となっても、まずは税理士が税務署に呼ばれ、決算の内容について調査官へ説明します。調査官が決算についての疑問点を税理士に質問して税理士が回答します。これを「**意見聴取**」といいます。

この質疑応答で調査官の疑問点が解消されれば、税務調査が省略される可能性があります。

国税庁の統計をみても、書面添付をした申告書が、意見聴取や実地調査になる確率は、かなり少ないといえます。個人の確定申告や相続税の申告も同じような結果となっています。

今期は特に税務調査に入られたくないなあ(やましいことがない前提(笑))ということは、会社側も税理士側にも正直あると思います。判断がわかるような会計処理は必ずいつか直面します。

そんな時は、事前に質問されるであろう事項をある程度予想して、申告書に記載する(いわば先手をうつ)書面添付をぜひご検討ください！！都合悪いことは隠さずご相談ください…(苦笑)。

◆ そもそも書面添付って誰が何をするの？！

法人税などの申告書に、税理士が下記のようなことを記載した書面を添付します。

- ① **どんな書類を作成したか、どんな書類の提示を受けたか**
- ② **売上や原価など主要な科目について、昨年と大きく変わったこと及びその理由**
- ③ **相談を受けたこと**
- ④ **総合所見(書類の保管状況、会計処理の適正性、代表者の納税意識など)**
- ⑤ **計算し整理した事項(各科目の内容と確認した事項、参考にした書類)を記載**

◆ 書面添付の効果は他にはないでしょうか？

書面添付をするには、数字の操作がなく**正しい決算が行われている**ことが前提となり、経営者の方のご理解や納税意識、顧問税理士との信頼関係が必要です。顧問税理士の関与度合いについては、毎月程度の(なるべく密接な)関与が必須になると考えています。

税務調査を省略することを目的として、虚偽の記載をすると、税理士も資格を失う可能性がありますので、書面添付された申告書の信憑性はかなり高いものになると言えます。正しく事実を記載した書面を添付した申告書は**対税務署**にも、**対金融機関**にも信頼度が上がり、銀行融資にいたっては条件が有利になることもあります。

◆ あとがき

私が書面添付をした法人は、たまたまかもしれませんが、ここ数年税務調査がまったく行われておりません。社内で書面添付をしているその他の法人各社も意見聴取にはなっても、ほとんどが税務調査省略となりました。税務調査のすべてがムダとは思いませんが、**本当にこの調査は必要なのか？**と疑問に思う調査も結構あります。ご利用にあたっては弊社担当者へご相談ください。

(税務第一部 大野 嘉彦)